沖縄県障がい者歯科地域協力医登録医院について

福祉課
☎876−1234（内線3563）

障がいがあるために、一般の歯科医院での治療が難しい方は、左記の「沖縄県障がい者歯科地域協力医登録医院」にご相談ください。

市内登録医院

・ねま歯科医院（内間）
☎874−0648
・ティダの杜歯科（内間）
☎870−5088
・湖城歯科クリニック（大平）
☎874−1256
・くばがわ小児歯科（城間）
☎876−1908
・上原歯科クリニック（前田）
☎879−1555
・高良歯科医院（屋富祖）
☎879−0849
・伊礼歯科医院（屋富祖）
☎877−9039
・ふくざと歯科医院（宮城）
☎875−0121

※市外登録医院については、福祉課窓口に一覧表を備えていますので、そちらもご利用ください。

戦没者等のご遺族の皆様へ第9回特別弔慰金の請求を受付しています。

福祉課
☎876−1234（内線3571）

対象者　恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受けていた方が平成17年4月1日から平成21年3月31日の間に亡くなられ、平成21年4月1日において公務扶助料や遺族年金等の受給者がいない場合、次の支給順位でご遺族お一人に支給されます。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 平成21年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹（戦没者等と生計関係を有していたこと。平成21年4月21日において婚姻により氏が変わっていないこと。同日において遺族以外の方と養子縁組をしていないこと）
4. 右記3以外の戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
5. 右記1から4以外の戦没者等の三親等内の親族（戦没者の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方）

支給内容　額面24万円、6年償還の記名国債

請求期限　平成24年4月2日

※請求期限を過ぎると時効により権利が消滅し、特別弔慰金を受けることができなくなりますのでご注意ください。

子ども手当現況届について

児童家庭課
☎876−1234（内線3618）

子ども手当制度は、法律改正によって、平成23年4月から9月まで半年間に限り延長されました。これにより、平成23年6月の現況届の提出が不要となりました。

しかし、今後改正される制度の内容によっては、10月頃に別途届出や申請手続が必要となることがあります。

現在、平成23年10月以降の制度内容については未定です。詳細が決まりましたら、改めて広報紙や市ホームページなどでお知らせします。

平成23年度介護保険負担限度額認定の申請について

介護保険課　給付係
☎876−1234（内線3594）

介護保険施設への入所またはショートステイ利用の場合、食費、居住費は自己負担となります。

ただし、低所得の方（住民税非課税世帯）については、施設利用が困難とならないように、その費用の負担軽減制度があります。

この制度を利用するためには、申請を行い、「負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。

平成22年度の負担限度額認定証をお持ちの方の有効期限は平成23年6月30日までとなっています。平成23年度も引き続き利用するためには、平成23年7月29日までに申請を行い、認定証を再取得することが必要です。

施設に入所されている方は、施設職員が申請代行を行っておりますので、入所先の施設職員にご相談ください。

なお、この制度が利用できるサービスは次のとおりです。

「介護老人福祉施設」
「介護老人保健施設」
「介護療養型医療施設」への入所、または介護短期入所（ショートステイ）の利用

農業者の皆さん老後の蓄えは万全ですか？

商工産業課
☎876−1234（内線3163）
JAおきなわ浦添支店組合員課
☎878−6552

農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るとともに農業従事者の確保を目的にした制度です。

この年金は農業者だけが加入でき、また多くのメリットがあることが特徴です。多くの方に加入して頂き、老後に備えましょう。

・少子、高齢化に強い積立方式の確定拠出型年金です。
・保険料額は生活設計に合わせ自由に決められます。（月額2万円か6万7000円までの間で、千円単位）
・終身年金で80歳までの保証つきです。
・公的年金のため、支払った保険料は税申告の際、全額社会保険料控除ができ有利です。
・農業者への手厚い政策支援があり、一定の条件を満たす方は支払保険料に国庫補助があります。

加入要件　左記の要件をすべて満たしていること

・年齢　20歳以上60歳未満
・国民年金要件国民年金の第1号被保険者であって、同年金の付加年金に加入すること
・農業従事者上の要件　年間60日以上農業に従事する方

飲酒運転 四ない運動

◆運転するなら酒を飲まない
◆酒を飲んだら運転しない
◆運転する人に酒をすすめない
◆酒を飲んだ人に運転させない

毎月1日は「飲酒運転根絶の日」です。飲酒運転根絶にご協力ください。

子ども手当の支給は6月10日（金）です。

6月期の振込み分は、平成23年2月分から5月分までを支給します。
※通帳を記帳して、振込みの確認をお願いします。

問い合わせ　児童家庭課（子ども手当担当）
☎876−1234（内線3618）

乳幼児医療費助成受給についてのお知らせ

乳幼児医療費助成事業は、毎年６月に年度更新手続を行っています。
６月１日から更新手続を行いますので、手続の内容を下記のフローチャートでご確認ください。

現在、乳幼児医療費助成制度を利用されていますか？

- はい → 平成23年1月1日の父・母等の保護者の住所は浦添市ですか？
  - はい → 更新手続の必要はありません。ただし、所得の申告が済んでいない方は所得の申告が必要です。
  - いいえ → 平成23年度所得課税証明書の提出が必要になります。平成23年1月1日に住所があった市町村から取り寄せてください。※所得、課税、控除額が載っているもの
- いいえ → 所得限度額の範囲内ですか？ ※限度額については児童家庭課までお問い合わせください。
  - はい → 前年中の所得が限度額以内の場合は、次の手続を行うことにより６月診療分から受給できます。
  - いいえ → 前年中の所得が限度額を超える場合は、助成の対象になりません。

新規申請手続が必要です。
1 手続場所 児童家庭課窓口（市役所２階）
2 資格登録に必要なもの
① 印鑑（認印）
② 保護者名義の普通預金通帳
③ 健康保険証
④ 平成23年度所得課税証明書(平成23年１月１日に 他市町村に在住の方のみ提出が必要です。)
3 助成できる医療費の請求期間は、受診の翌月から１年以内となっていますので、お早めに資格登録の申請を行ってください。

※平成23年度乳幼児医療費助成受給者の所得確認について対象となる乳幼児の年齢は次のとおりです。
外来→０歳～３歳（４歳の誕生月まで）
入院→０歳～就学前

※所得の確認ができない方は、その年度の医療費助成ができませんのでご注意ください。
詳しくは、市ホームページをご覧ください。
（http://www.city.urasoe.lg.jp）

問い合わせ　児童家庭課　乳幼児医療費助成担当
☎876−1234（内線3611）

平成23年度 幼稚園入園料・保育料の補助について

本市では、幼稚園教育の振興のため、市立・私立（県知事認可）幼稚園の入園料・保育料を減免および補助する制度を設けています。これは、3・4・5歳児を幼稚園に通園させている保護者の所得に応じて、次のとおり減免および補助するものです。手続の時期は6月上旬からの予定です。詳しくは、各幼稚園を通してお知らせします。

問い合わせ 学務課 ☎876−1234（内線6511）

市立（減免）

区分	第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯	年額60,000円を限度とする	60,000円を限度とする	60,000円を限度とする
市民税非課税世帯	年額20,000円を限度とする	50,000円を限度とする	60,000円を限度とする
市民税所得割非課税世帯			

私立：県知事認可（補助）

区分	第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯	年額223,200円を限度とする	264,000円を限度とする	303,000円を限度とする
市民税非課税世帯 市民税所得割非課税世帯	年額193,200円を限度とする	249,000円を限度とする	303,000円を限度とする
市民税所得割課税額が34,500円以下の世帯	年額109,200円を限度とする	207,000円を限度とする	303,000円を限度とする
市民税所得割課税額が183,000円以下の世帯	年額46,800円を限度とする	175,000円を限度とする	303,000円を限度とする